

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、当ステーションでも医療 DX 情報加算の体制を整備し、利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して、質の高い医療の提供を行います。

算定要綱

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護師ステーションの看護師等（准看護師を除く）が健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月に1回に限り、50円を加算します。

対象者

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）で、利用者または代理人の同意がある者。

施設基準

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

アース訪問看護ステーション

2024年7月1日